

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	コマニー株式会社
【英訳名】	COMANY INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚本 幹雄
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	石川県小松市工業団地一丁目93番地
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長塚本幹雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを調査した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。全社的な内部統制の評価範囲については、質的重要性の高い格満林(南京)実業有限公司を追加して、当社及び連結子会社1社を対象としました。なお、連結子会社6社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の概ね3分の2を占めている当社の東日本営業本部、他2営業本部及び北陸営業部を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に係る業務プロセスを評価の対象とし、これらの業務プロセスに係る内部統制の有効性を独立的な内部監査により評価いたしました。

さらに、前述で選定した業務プロセスに加え、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、海外における事業及びそれに関わる取引に関して、不適切な処理が行われたとの疑義が生じたため、連結範囲の変更の要否、中国の連結子会社の売上高計上等の会計処理及び当社の過去の決算における繰延税金資産の回収可能性等の会計処理について検討を行いました。

連結範囲の変更の要否の検討の結果、当社が平成23年8月31日付にて買収いたしました南京捷林格建材有限公司が、買収以前の設立当初（設立日：平成19年4月5日）から当社の子会社と判断すべきと認識し、第48期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）に遡って同社を連結子会社にすることとし、また、中国子会社の売上原価の計上時期について訂正を行いました。その他、当社の繰延税金資産の計上額についてもあわせて訂正を行っております。

さらに、上記訂正の過程で当社の連結子会社である格満林（南京）実業有限公司において証憑の一部が保管されていないことが判明したため、平成24年12月13日に訂正報告書を提出して以降、同社の過年度決算を対象に決算数値の検証作業を行い、第52期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の有価証券報告書及び第53期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の第1四半期報告書、第2四半期報告書及び第3四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

当該事実の発覚を受け、当社は平成24年12月13日に訂正内部統制報告書を提出し、開示すべき重要な不備として当社の連結決算プロセスに関する統制と子会社に対するモニタリング統制の不備を特定しました。訂正内部統制報告書の提出後、グループをあげて当該開示すべき重要な不備の改善に取り組んでまいりましたが、当事業年度末日において、当社の連結決算プロセスについては子会社の財務情報の把握および分析手続にかかる整備が未了であり、質的に重要な子会社として内部統制評価の対象に追加した格満林（南京）実業有限公司については、同社の職務規定や個々の業務手順の整備が十分ではなく、当事業年度末日までにすべての是正を完了できませんでした。

以上のことから上記に関連する当社の全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制及び格満林（南京）実業有限公司の全体的な内部統制の整備・運用に開示すべき重要な不備があったと認識しております。

開示すべき重要な不備については、以下の是正措置について順次改善活動を展開しており、平成26年3月期中には開示すべき重要な不備の是正ならびに経営者による評価を完了する予定です。当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性について改めて強く認識しており、以下の是正措置を順次展開し、翌事業年度以降の内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する財務報告上の影響額は、決算過程で適切に修正しており、連結財務諸表に及ぼす影響はありません。

< 是正措置項目 >

- (1) 中国子会社における管理体制の見直しによる牽制機能の強化
- (2) 中国子会社における諸規程及びマニュアルの整備・運用
- (3) 当社の連結決算プロセスにおける子会社に対する統制の強化

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

以上